

# 県から市への生活保護業務の委託

## 山口県

人口：1,489,176 人

面積：6,112.22 km<sup>2</sup>

### 取組の概要

市町村合併に伴う県社会福祉事務所の再編に伴い、県社会福祉事務所から遠隔地となった町に係る県の生活保護業務について、住民の利便性やサービスの維持・向上を図るため、隣接市への委託を実施

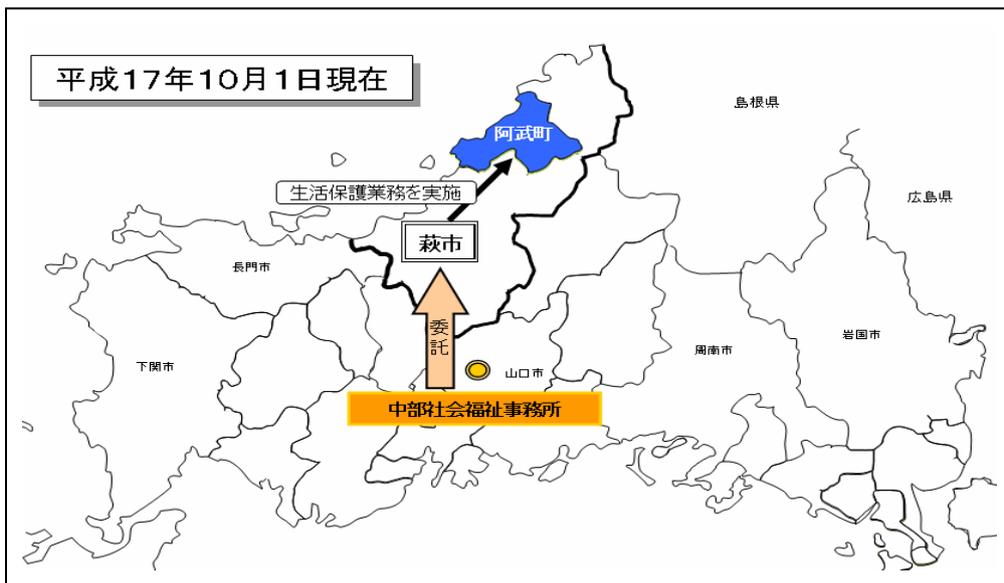
### 取組の紹介

#### 1 取組の背景

山口県では、県北部を所管していた社会福祉事務所の所管が、合併に伴い阿武町のみとなることから、中部社会福祉事務所に統合することとしたが、当事務所から阿武町までは、公用車で片道2時間程度かかり、緊急時等の速やかな対応が困難であることが予想された。

#### 2 取組の具体的内容

阿武町の住民の利便性やサービスの維持・向上を図るため、阿武町に隣接する萩市へ生活保護業務を委託することとした。



このような委託は全国初のケースであるため、法令の解釈や関係する手続等について、約半年間にわたり検討を行い、その後、中部社会福祉事務所と萩市との実務的な協議を経て、平成 17 年 6 月の県議会に議案提出、同年 7 月に可決し、萩市と「生活保護業務の委託に関する協定書」を締結した。

【業務委託開始までの手続】

時 期	主な出来事
平成 17 年 1 月	山口県から萩市に対して、業務委託について打診以降、毎月 1 回程度、実務者による協議を実施 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">           協議内容 ・ 委託内容、時期            ・ 委託事務に要する経費の算定方法や支払い方法         </div>
3 月	県北部所管の社会福祉事務所廃止（中部社会事務所へ統合）
5 月	山口県知事から萩市長への協議書 → 萩市長から回答
6 月	萩市議会へ議案提出（7 月可決） 山口県議会へ議案提出（7 月可決）
7 月	委託協定書締結 ・ 受託について萩市告示 ・ 委託について山口県告示
8 月～9 月	中部社会福祉事務所から萩市福祉事務所への事務引き継ぎ
10 月	業務委託の開始

〈 生活保護業務の委託に関する協定書の概要 〉

1 委託内容

阿武町の区域内に居住する要保護者に対して、

- ・ 生活保護法第 19 条第 1 項の規定により行う保護の決定及び実施に関する事務
- ・ 区域内に現在地を有する者に対して、同条第 2 項の規定により行う事務

2 委託期間

平成 17 年 10 月 1 日～

3 経費負担

国の負担する保護費を除き、県が交付金として市に交付

※ 福祉三法の残り二つ（児童福祉法と母子及び寡婦福祉法）の業務については、萩健康福祉センターで処理。

※ 阿武町の被保護世帯については、中部社会福祉事務所と萩市福祉事務所が一緒に個別訪問し説明。

### **3 取組の効果**

- 住民サービスの向上
  - ・ 身寄りのない要保護者の入院等の緊急時の対応について、入院手続きの手配等について、早い対応が可能
  - ・ 日常生活支援、就労支援等の自立支援について、ハローワーク等の関係機関ときめ細やかな調整が可能
- 県、市トータルでの行政の効率化
  - ・ 片道約2時間程度の出張を行う必要がなくなる
  - ・ 生活保護を受託した萩市では、阿武町における被保護世帯数が少数(13世帯)であったことから、受託に伴う新たな人員配置は行わずに対応している

### **4 取組中の課題・問題点**

- 受託後の経理関係事務において、萩市分と阿武町分とに分割する事務を手処理で行っていたが、予想以上に煩雑になったため、翌年度経理システムを改善し、電算処理することとした。(経費は山口県が負担)

### **5 住民(職員)の反応・評価**

- 住民、職員ともに大きな混乱はなく、円滑に実施されている。

### **6 今後の課題**

- 美祢地域の市町合併に伴う県社会福祉事務所の再編により、新たに県社会福祉事務所から遠隔地となる阿東町の生活保護業務の隣接市への委託。
  - 平成20年4月から、山口市へ委託予定
- ※ 前回の隣接市委託を経験することで、二回目となる阿東町の委託導入にあたっては、経理関係事務において市分と町分とに分割する作業について、当初から経理システムを改善し、電算処理化する予定。

### **7 今後取り組む自治体に向けた助言**

- 住民サービスの向上という観点からの取組であるとの共通認識が必要。

**担当部署：健康福祉部厚政課**